注　　文　　書

工 事 名　　令和８年度　公共土木施設災害復旧工事（槻木五間堀川）

工事場所　　柴田町大字成田字坂崎　地内

令和８年度　公共土木施設災害復旧工事（槻木五間堀川）

特　記　仕　様　書　1

本工事は、土木工事等共通仕様書及び工事に関する県の規制等に基づいて施工するものとする。ただし、下記事項については本特記仕様書に基づいて施工するものとする。

第１条　工事概要

令和８年８月１３日(木)から８月１４日(金)及び９月７日(月)の大雨により、土木施設が被害を受けたため、復旧工事を実施するもの。

第２条　材料

１．　本工事に使用する材料は下記のとおりとし、明記無いものについては、別添参考代価表によるものとする。

材料名	寸法・規格	記事
大型土のう	1100×1080	
かごマット	B型	
路盤材	RC-40	

第３条　一般事項

１．　受注者は、あらかじめ工事実施に必要な施工計画書を監督員に提出すること。

２．　受注者は、工事施工によって生じた発生品は現場発生品調書を作成し、監督員に提出すること。

３．　残土は監督員の指示に従い指定の処分地に運搬して整地すること。

４．　工事現場管理については、土木工事安全施工技術指針・建設工事に伴う騒音振動対策技術指針・市街地土木工事公衆災害防止対策要綱・道路工事保安施設設置基準等に準じて実施すること。

５．　受注者は、契約後速やかに必要な工事測量を実施し平面・縦横断を確認すること。

６．　受注者は、必要に応じて地下埋設物の確認をするために、監督員の指示及び協議により試掘調査を実施すること。

７．　受注者は、必要に応じて仮設計画の確認をするために、監督員の指示に従い仮設計画書を提出すること。

８．　設計図書と現場に相違が生じた場合や疑義が生じた場合は監督員と協議の上、決定するものとする。

第４条　その他

１．　工事施工中に第三者に被害・損害等を与えた場合は、受注者が全責任をもって解決するものとする。

２．　本工事実施に際し、借地の交渉が生じた場合、監督員と協議し決定すること。

３．　本工事で発生した産業廃棄物の取扱については、処分前に監督員と協議のうえ、宮城県登録許可業者に委託すること。

４．　工事写真は、着手前と完成は同一場所にて撮影したものを３部、その他の工事写真は１部とし写真台紙はＡ４サイズとする。

５．　工事施工箇所に関する、土地境界の復元測量を実施すること。国土調査における境界・基準点に関する座標値については監督員より現場代理人へ紙およびデータベースにて渡し、工事完了後が返却するものとする。

６．　復元した境界に関する、土地所有者との立会いにおいては現場代理人も立会うものとする。

特　記　仕　様　書　２

１　共通仕様書（土木工事編ＩⅡ）の適用

本工事の施工にあたっては、「宮城県土木部制定共通仕様書（土木工事編ＩⅡ）に基づき実施しなければならない。

２　共通仕様書（土木工事編ＩⅡ）に対する特記事項

共通仕様書（土木工事編ＩⅡ）に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

第１章　総　　則

第１条　施工計画書

１．　実施工程表は、本工事に適した形式により作成するものとする。

第２条　工事現場発生品（工事現場再使用品）

１．　従来施設の撤去により発生したコンクリート及び、アスファルト廃材の処分は監督員の指示に従うものとする。

第３条　段階検査

１．　段階検査を受ける工種及び施工段階は次表のとおりとする。

工　種	施工段階	検査内容
準　　備　　工	丁張り完了時	丁張り検査

第４条　工事現場管理

１．　交通安全施設は「道路工事における保安施設設置基準」に準じて、必要な処置を講じる物とする。

第５条　建設廃棄物処理

１．　本工事において発生するコンクリート塊、アスファルト塊については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物として適正に処理するものとする。

第６条　用地の使用

１．　工事箇所以外の工事用地で、工事施工に直接必要な土地は監督員の承諾を得て無償で使用することができる。また、発注者側で借り上げた以外の土地を使用する場合の土地借地料、補償料はすべて受注者が負担するものとする。

第７条　作業時間帯

１．　本工事の作業時間帯は、下表に示すとおりとする。

なお、関係機関と調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は速やかに監督職員と協議するものとする。

工　種	時　間　帯	期　　間
作業開始	8時30分から	
作業終了	17時まで	

２．　本工事の施工に当たり関係機関等から時間的制約条件を付された場合は速やかに監督職員と協議するものとする。

第８条　安全・訓練等の実施

１．　工事の施工に際し現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

(1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
(2)本工事内容等の周知徹底
(3)土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
(4)本工事における災害対策訓練
(5)本工事現場で予想される事故対策
(6)その他、安全・訓練等として必要な事項

第９条　安全・訓練等に関する施工計画

１．　施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

第10条　安全・訓練等の実施状況報告

１．　安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事報告（工事週報・写真）に記録し報告するものとする。

第11条　社内検査

１．　本工事は、社内検査対象工事とする。

第12条　施工方法、時間の制限に関する事項（公害関係）

１．　特殊工法又は施設の必要が生じたり、時間制限が生じた場合には監員と協議しなければならない。

２．　本工事の施工に使用する建設機械は、排気ガス対策型によるものとする。

第13条　事業損失に関する事項

１．　施工途中において、工事騒音、振動、地下水低下等の影響により、調査及び対策の必要が生じた場合は監督員と協議しなければならない。

２．　工事の施工に伴い、騒音振動の測定が必要になった場合は監督員と協議しなければならない。

第14条　交通安全に関する事項

１．　標識は内部照明式のものを設置するものとする。

２．　仮設歩道が必要となった場合は監督員と協議しなければならない。

３．　車両乗入部等工事の際に覆工（鉄板を含む）等が必要な場合は監督員と協議しなければならない。

４．　施工に伴い段差すりつけが必要となった場合は監督員と協議しなければならない。

第15条　工事支障物件

１．　施工に伴い支障となる物件が発生した場合は、監督員と協議しなければならない。

２．　既設構造物（舗装含む）の撤去及び復旧が必要な場合には監督員と協議しなければならない。

第２章　　材　　料

第１条　石材及び骨材の規格

１．　石材及び骨材類の規格は次表のとおりとする。

用　途	材 料 名	規　　格	使 用 場 所
基礎砕石	再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ（RC-40）	0-40mm	

第３章　　特記事項

第１条　共通仕様書（土木工事編ＩⅡ）の適用

１．　本工事の施工にあたっては「宮城県土木部制定共通仕様書（土木工事編ＩⅡ）　にもとづき実施しなければならない。

第２条　自主的施工の範囲

１．　共通仕様書１－１－２２段階確認は、受注者が自主的に行うものとする。

２．　次の事項は受注者が自主的に判断してはならない。

(1)設計図書に明示されていない事項の処理。

(2)設計変更に係る事項の処理。

(3)地元関係機関等との協議に係る事項の処理。

(4)天災その他不可抗力に係る事項の処理。

第３条　施工管理

１．　受注者は自主的施工工事の技術上の管理をつかさどるために、次の各号に適合する現場代理人及び主任技術者を定めて、書面により監督員に通知しなければならない。また、変更したときも同様とする。

なお、現場代理人及び主任技術者のどちらかは現場に常駐させなければならない。

(1)本工事の設計図書を理解し、発注者の意とする工事を施工を行うのに十分な技術的能力を有する者であること。

(2)施工管理基準及びその手法に熟達し豊富な経験を有する者であること。

第４章　　そ　の　他

第１条　発注者への協力について

１．　発注者側より依頼されたことについては、監督員と協議の上、速やかに協力するものとする。